

会 議 結 果 報 告 書

令和 7 年 5 月 1 9 日

会議の名称	志木市児童福祉審議会委嘱状交付式及び 令和 7 年度第 1 回志木市児童福祉審議会
開 催 日 時	令和 7 年 5 月 1 9 日（月）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 2 時
開 催 場 所	志木市役所 3 階 大会議室 3－3
出 席 委 員	磯真砂子委員、志村亜希子委員、中村和子委員、宮原一委員、 坂本裕美委員、中村勝義委員、中森茂治委員、浅見智子委員、 神谷惣治委員、増本智絵委員 (計 1 0 人)
欠 席 委 員	大東真由美委員、高橋篤子委員、中野靖子委員 (計 3 人)
説明員職氏名	清水子ども支援課長兼こども家庭センター所長、的場保育課 長、金澤健康増進センター所長、土崎生涯学習課長、大野保 育課副課長、平間子ども支援課主幹（計 6 人）
議 題	1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 自己紹介 5 会長・副会長の選出 6 議題 （1）児童福祉審議会及び審議会スケジュールについて （2）志木市こども計画について （3）令和 7 年度新規事業等について （4）こども誰でも通園制度の認可について （5）その他 7 閉会
結 果	審議内容の記録のとおり（傍聴者なし）
事務局職員	清水子ども・健康部長、清水子ども支援課長兼こども家庭セ ンター所長、的場保育課長、金澤健康増進センター所長、土 崎生涯学習課長、大野保育課副課長、平間子ども支援課主幹、 貫井健康増進センター主幹、飯田子ども支援課主査、木屋子 ども支援課主事補、馬場生涯学習課主事補

審 議 内 容 の 記 録

1. 開会

2. 委嘱状交付

香川市長より志木市児童福祉審議会委員へ委嘱状を交付した。
(任期は令和7年5月1日より令和9年4月30日まで)

3. 市長あいさつ

4. 自己紹介

委員、事務局の自己紹介を行った。

5. 会長・副会長の選出

志木市児童福祉審議会条例第6条に基づき、会長・副会長は委員の互選により選出することとなっているため、立候補及び推薦をお願いする。

会長に中村和子委員、副会長に磯真砂子委員の推薦があり、拍手により承認される。

進行は、志木市児童福祉審議会条例第7条第1項の規定により、中村会長をお願いする。

6. 議題

議題に入る前に、傍聴者の有無について確認を行った。→傍聴者なし。

(1) 児童福祉審議会及び審議会スケジュールについて

説明員より、資料1-1、1-2に基づき、児童福祉審議会の位置付けや、今年度のスケジュールについて説明を行った。

○概要説明

児童福祉審議会は、児童福祉法に基づき、児童や妊産婦などの福祉と保健に関する事項について調査・審議する機関である。所掌事務の主なものとして、児童福祉や子ども・子育て支援、こども施策に関するもののほか、令和6年度に新たに策定した「志木市こども計画」の進捗管理などがある。任期は2年。

令和7年度の児童福祉審議会は全3回を予定しており、次回2回目は令和6年度で計画期間満了となった第2期志木市子ども・子育て支援事業計画の総括及び令和7年度から計画期間とする志木市こども計画の進捗状況の審議を予定している。3回目は令和8年度の新規事業の説明等を予定している。

(2) 志木市こども計画について

説明員より、資料志木市こども計画概要版に基づき、計画内容について説明を行った。

○概要説明

令和5年4月に「こども基本法」が施行、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定された。「市町村こども計画」は「こども基本法」に基づき、「こども大綱」を勘案して「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」と一体的なものとして作成するよう努力義務が課せられたことが計画策定の背景にある。

本計画は、「子ども・子ども子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「成育医療等基本方針に基づく計画」、「国の放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童対策」も包含している。

計画期間は令和7年度から5か年、対象者は子ども・若者と子育て当事者であり、若者はおおむね30歳未満、施策によっては40歳未満である。

基本理念は「子ども・若者が自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指して～すべての子ども・若者が幸せな未来を切り拓くことができるよう地域みんなで支えるまち『志木市』～」である。

基本的な視点を6つ掲げるとともに、施策体系及び重点施策はライフステージを通した施策とライフステージ別の施策に分けた。

子ども・子育て支援事業計画については、教育・保育提供区域を志木区域と宗岡区域に設定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」と「提供体制」を定めている。

計画の推進体制として、庁内及び市内の関係機関との連携強化を図るとともに、児童福祉審議会において点検・評価を行っていただく。

【質疑】

会 長：ご意見、ご質問はないか。

委 員：こども計画の対象が、施策によっては、40歳未満の者も含まれるとされているが、なぜ40歳未満という年齢設定なのか。

事務局：40歳未満は子育ての当事者に該当し、国のこども大綱では少子化対策が40歳未満の者を位置づけている。40歳未満の者は子供・若者育成支援推進大綱でポスト青年期と示されている。

(3) 令和7年度新規事業について

説明員より、新規事業について説明を行った。

○概要説明

1. こども家庭センターの設置

母子保健と児童福祉の分野が一つの組織として、一層の連携を図り、迅速かつ包括的な支援を実施することも家庭センターを設置した。支援が必要な家庭への支援サービスの利用勧奨や利用措置を行うこともできる。

2. 産前・産後サポート事業

これまで心身に不調のある産後1年以内の産婦を対象としていた助産師やヘルパーを派遣する育児サポート事業についてヘルパー派遣の対象を妊婦まで拡大する。

3. こどもショートステイ事業

2歳から中学生までの子どもの養育が保護者の病気や育児疲れにより、一時的に困難になった家庭を対象に協力家庭で子どもを預かる事業である。

4. ヤングケアラーアンケート調査の実施

学校生活等の生活環境が大きく変わる中学校1年生を対象に毎年度実施し、ヤングケアラーの早期発見・早期支援に努める。

5. 朝のこどもの居場所づくりモデル事業

子育てと仕事の両立を支援するため、小学校始業前のこどもの居場所づくりを埼玉県補助金を活用し、志木小学校をモデル校として開始する。

6. こども誰でも通園制度の開始

令和6年度から、こども誰でも通園制度の試行的事業として定期利用型の「すくすくしきつ子事業」を公立保育園2園で実施している。利用者からは、「こどもが新しい遊びを覚えてきて見せてくれた」、「夜よく眠るようになった」などのよい意見が聞かれている。令和7年度は、令和8年度からの本格実施に向けて、民間保育施設等のご協力をいただきながら、生後6か月から3歳未満の保育園に通っていない子どもを対象に保護者の就労の有無を問わず、月10時間まで保育園等にて預かり保育を実施する。

7. みつけようお気に入り保育園

妊娠中から保育園を見学してもらうことで、保育園を身近な存在とし、出産前から切れ目のない支援を行う。こども誰でも通園制度とこの事業は、いずれも就労していない在宅子育て家庭の孤立を防ぐことなどを目的に実施する。

8. 北美保育園建替えに向けた設計

昭和47年に建設した北美保育園の老朽化に伴う建替えに向け、設計を実施する。新しい北美保育園は、医療的ケア児や配慮を要する子どもなど、多様な保育ニーズや「こども誰でも通園制度」に対応できる保育園としての機能を盛り込むなど、令和10年度のリニューアルオープンを目指す。

9. ママサポあんしんタクシー事業の実施

身体的・経済的に負担の大きい妊産婦の方を対象に、いわゆるママがタクシーを使って外出した費用の一部を助成する。対象は、多胎児を妊娠中または出産したママ、未熟児養育医療対象児をもつママ、未就学児が2人以上いて、かつ現在妊娠中または出産したママである。

10. 産婦健康診査費用助成の拡充

産婦の健康診査について、産後1か月だけでなく、1週間後、2週間後と実施する医療機関が徐々に増えてきていることから、産婦健診の費用助成の回数を1回から2回へ増やし、産後早期の支援の充実を図る。

11. 多胎児ピアサポーター育成事業の実施

多胎児を妊娠中、双子、三つ子を子育てしている方を対象に仲間づくりを目的に実施してきたグループ事業を見直し、特に初めて多胎育児をする方の不安軽減を図ることを目的として、すでに双子のお子さんが20代になっているような先輩ママさんなどに交流会に参加していただく、ピアサポーター育成事業を新たに展開する。

12. 住民税非課税世帯等の妊婦に対する初回産科受診料の助成

経済的な理由から妊娠診断の受診が遅れ、必要な支援を受けられないという状況を防ぐため、住民税非課税世帯または生活保護世帯の妊婦を対象に初回受診料を助成する。

13. ハグっと親子サポート事業の実施

子育てに対する不安、孤立感を抱えている保護者に対し、こころのゆとりをもって育児を行えるよう臨床心理士が司会役で行うグループ事業を実施していたが、より一人ひとりに寄り添った支援を行うため、臨床心理士の訪問による個別の心理相談を実施する。

14. 常設アーバンスポーツエリアの整備

いろは親水公園左岸に試行的に設置したアーバンスポーツエリアについて、

若い世代を中心に多くの方々に利用されていることから、イベント開催日やいろは親水公園ウォーターパーク開催期間などを除いて、午前9時から午後5時まで常設エリアとして開放する。

15. 郷土資料館及び埋蔵文化財保管センターの再整備

郷土資料館及び埋蔵文化財保管センターを複合化し、新たな展示スペースや体験スペースを設けるなど、郷土資料を総合的に保存活用するための拠点となる施設の整備に向け、建設工事に着手する。

16. 秋ヶ瀬スポーツセンター等の再整備事業の推進

秋ヶ瀬スポーツセンターと武道館を複合化し、新たに柔道・剣道などでもできる機能も設置するほか、会議室や集会スペースを確保するなど、宗岡地区のコミュニティ拠点ともなる施設の整備に向け、解体工事及び建設工事に着手する。

【質疑】

会 長：ご意見、ご質問はないか。

委 員：常設アーバンスポーツエリアの整備について、アーバンスポーツエリアの開放時間を午前9時から午後5時までとしているが、開放時間の設定に根拠はあるか。

事務局：子どもたちが集まるのに適した時間帯とし、子どもが夜遅くまで遊ぶことを防ぐために午後5時までとした。

委 員：アーバンスポーツエリアに見守りの人はいるのか。

事務局：配置していない。新たに看板を設置することなどで安全に利用いただきたいと考えている。

委 員：アーバンスポーツエリアの出入りは自由か。

事務局：通常の公園と同様であり、出入りは自由である。看板や広報、ホームページ等を通じてアーバンスポーツエリアを周知していく。

委 員：こども家庭センターの相談時間は平日だけか。

事務局：平日のみである。

委 員：しきチルは開庁時間の関係により16時30分まで相談を受けと思うが、子どもがその時間までに相談ができない場合はどうすればいいか。

事務局：まずは、平日の相談事業からスタートし、相談時間の変更等は今後、検討していく。

委 員：住民税非課税世帯等の妊婦に対する初回産科受診料の助成についてで

あるが、予算は3万円なのか。

事務局：3万円である。生活保護世帯を想定し、3件と見込んだ。

委員：全体を通してポスト青年期に対する事業があまり見えない。アーバンスポーツエリアの整備はあるが、ほかの施策はあるのか。

事務局：健康増進センターでは、大人になってからもこころの相談等の相談を受け付けている。また、プレコンセプションケアの中に生活習慣を整えること等が含まれており、ポスト青年期も対象の施策になっている。

また、共生社会推進課が行う若者の自立支援などがポスト青年期への施策になっている。

委員：こども計画は施策によっては40歳未満が対象であるとのことだが、40歳以上の妊産婦は支援の対象外になるのか。

事務局：年齢に関係なく、妊産婦は支援の対象である。

委員：こども家庭センターのしきチル、しきベビについてであるが、電話ができない年齢の子どもの相談方法はあるか。

事務局：小さい子どもでも相談ができるように事業の拡充を検討している。

委員：こどもショートステイ事業について、ショートステイの協力家庭はどのように決まるのか。

事務局：事業者に委託し実施する。協力家庭は事業者が選定する。

委員：こどもショートステイ事業の予算はどのように使われるのか。

事務局：予算は事業者への委託料となっている。利用者には課税状況により利用料の一部を負担していただくが、差額の利用料等を委託料として市が負担する。10件の利用を見込み予算化した。

委員：新たにショートステイ協力家庭を募集する予定はあるか。

事務局：事業者が行うため、未定である。

委員：ヤングケアラー調査の実施について、生活環境が変わる中学1年生を対象としているが、志木第二中学校区義務教育学校においては校舎が変わる小学6年生が対象になるのではないか。

事務局：市内全体を見て調査対象の学年を決定した。アンケート調査の結果から、中学1年生が家事などの負担感を感じる生徒が多かったため、中学1年生を対象に実施するものである。

委員：朝のこどもの居場所づくりモデル事業にいて、現在の申し込みは何人か。

事務局：現時点は6人である。

(4) こども誰でも通園制度の認可について

説明員より、こども誰でも通園制度の認可について説明を行った。

○概要説明

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どものいる家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度である。この事業は市町村の認可事業であり、認可申請について市町村で審査を行い、児童福祉審議会又は児童福祉に関する利用者の意見聴取を行ったのち認可をすることができることとされていることから、児童福祉審議会においてご意見をいただくものである。認可基準の内容は乳児等通園支援事業の区分、設置基準、職員体制、経済的基盤や社会的信望、設備運営基準への適合状況を市で審査をすることとなっている。

市内の民間事業者から一般型で2事業者、余裕活用型で8事業者の申請があった。一般型は、専用スペースを設けて定員を決めて実施するもの、余裕活用型は利用定員に達していない場合に保育所等の定員の範囲内で受け入れる。

申請のあった事業者は、現在、保育事業を実施していることから認可申請内容に不備はない。

【質疑】

会 長：委員の館第二すぎのこ保育園の坂本委員は、この事業の関係者であるため、関係する園についての質疑、ご意見をいただく際は、一度、ご退席いただく。

（坂本委員退席）

委 員：申請した保育園について、個々に意見等を確認するのか。

事務局：ほかの園については、一括してご意見、質疑を受けていく。

会 長：館第一すぎのこ保育園について、ご意見、質疑はないか。

委 員：特になし。

（坂本委員入室）

会 長：ほかの園について、ご意見、質疑はないか。

委 員：保育園はこの事業用に保育する部屋を用意するのか？

事務局：一般型の園は専用の部屋を用意している。余裕活用型は定員の空きがある枠で実施し、専用の部屋を特に用意するものではない。

委 員：おおのみち幼稚園は9月から事業を開始するようだが、ほかの園はいつから始まるのか。

事務局：6月から始まる。公立保育園については4月からである。

委 員：予算はどのように使われるのか。

利用料がほかの園に比べて高いところがあるが、理由は何か。

事務局：児童一人、1時間当たり、850円を保育園へ補助する。補助金と

は別に保護者が負担する利用料を各園で設定できるため、利用料が異なっている。

市では、200人の利用を見込み予算化した。

委員：予約はすべてアプリでできるようになるのか

事務局：今後、国のこども誰でも通園制度総合支援システムから予約ができるようになるが、現時点では事業者の登録が終わっていないため利用できない。

会長：ほかにご意見、質疑はないか。

委員：特になし。

事務局：審議会でご意見をいただいたので、本日提出した保育園については、認可を決定していく。

（５）その他

事務局：次回の審議会は、10月を予定している。日程が決まり次第お知らせする。

7. 閉会

中村会長が閉会を告げる。